

## 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：妊娠中や産休復帰後の女性従業員が相談(妊娠～復帰等)できる窓口を明確にする。

<対策> 令和2年 6月～ 設置 担当者、場所、TEL 番号の明確化  
令和2年 10月～ 相談 記録の保管

目標2：子供が生まれる男性従業員に出産予定の2週間前に、出産直後に連続5日間の休暇を取得するよう休暇計画の作成を勧め、休暇取得を働きかける。

<対策> 令和2年4月～ 取得予定者の把握  
令和2年4月～ 啓蒙活動の継続実施  
令和2年6月～ 取得実績の把握

目標3：子供の学校行事等のための時間単位の有給休暇制度を導入する。

<対策> 令和2年10月～ 制度制定